

臨床研修病院の指定取消

【取消申請】

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令施行通知により、臨床研修病院の指定の取消しを受けようとする病院の開設者は、あらかじめ指定取消申請書を都道府県知事に提出することと規定されている。

【令和2年度申請状況】

- 1 取消申請病院名
公益財団法人がん研究会 有明病院
- 2 取消を受けようとする理由
令和2年度医師臨床研修制度の改正に伴い、選択科目から必修科目となった小児科、産婦人科、精神科について、基幹型病院において研修を行うことができず、協力型病院における定期的な受入も困難であるため、安定的な臨床研修体制を確保することができないと判断したため
- 3 取消を受けようとする期日
令和3年3月31日
- 4 現に臨床研修を受けている研修医に対する措置
令和元年度開始研修をもって臨床研修医の新規受入を終了しており、臨床研修医2名が令和3年3月31日に臨床研修を修了予定

※令和2年度は都内臨床研修病院の新規指定申請はなし